

[事案 30-278] 年金受取方法遡及変更請求

・令和元年9月20日 和解成立

<事案の概要>

年金請求手続きの案内文書が分かりづらかったため、受取方法の選択判断に誤りが生じたことを理由に、年金受取方法の一括受取への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年9月に契約した変額個人年金保険について、年金請求手続きの案内文書では年金受取方法ごとのメリット・デメリットが分かりづらかったため、選択判断に誤りが生じ、80歳代の高齢者にとって不利な終身年金受取を選択してしまったので、年金受取方法を一括受取に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年金支払請求書で年金受取方法を選択したのは申立人の子と思われるが、そうであれば、申立人が高齢であることを申立ての理由とするのは不適切である。
- (2)年金支払開始日の約2か月前に請求手続案内をしており、申立人には十分時間があつた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金受取方法選択時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。